

競争入札等にかかる建設業者等の入札参加資格停止について

このたび、下記のとおり守山市入札参加資格停止基準に基づき入札参加資格停止措置を講じることに決定しましたのでお知らせします。

記

- 1 入札参加資格停止措置業者 西武建設株式会社
埼玉県所沢市くすのき台一丁目 11 番地の 1
- 2 入札参加資格停止措置期間 令和 5 年 9 月 28 日から令和 5 年 12 月 27 日まで
(3 月間)
- 3 入札参加資格停止理由
令和 5 年 7 月 21 日、国土交通省関東地方整備局が、西武建設株式会社に対して、資格要件を満たさない者を営業所の専任技術者として配置する等を行ったとして、建設業法第 28 条第 3 項の規定に基づく 45 日間の営業の停止命令（全国における建設業に関する営業のうち、公共工事に係るもの）を行ったため。
- 4 根拠基準
守山市建設工事等入札参加資格停止基準第 3 条 別表第 2 第 9 項第 3 号(イ)
(建設業法または業務関連法令違反行為)
 - ・「有資格業者等が建設業法または業務関連法令の規定に違反し、次に掲げる処分等をされたとき。」
 - ・「有資格者等が滋賀県外において行った行為等について、15 日以上の営業停止処分を受けた場合」